

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	危機管理防災課	整理番号	4-1
処分の種類	物資の収用			
根拠法令条例等・条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律112号)第81条第2項			
処分の概要	知事は、救助を行うため特に必要があると認めるときに限り、救援の実施に必要な特定物資を収用することができる。(特定物質の所有者に対する売渡しの要請が前提)			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (武力攻撃事態等の発生という緊急事態は個々に態様が異なること、また、過去に処分実績がないため、あらかじめ処分基準を設定することは困難)</p> <p>【参考】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第81条第2項 前項の場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。</p>			
基準の制定根拠	—			